

目次

シンポジウム 9/14「半身就活で行こう」の案内	1
第8回総会報告と2013年度の活動に向けて 澤井 勝	2~3
2013年秋期連続セミナーの案内 (編集部)	5
2013年度「労働関連法教育」の展開に向けて (編集部)	6~7
誌上インタビュー となりの社労士さん 後藤田慶子	8~10
2014年度龍谷大学 NPO 地方行政研究コースの案内 白田一彦	11
労働と社会保障の専門家集団として、地域公共人材の育成に向けて! 笹尾達朗	12~13
東京新聞記事の紹介	16
就労支援の現場・ハローワークから見えること 浜上知子	17~19
平成25年9月開講『求職者支援訓練』のご案内/2013年度 理事・役員	19
あったか歳時記!『夏』 金 里博	20
認定NPOの申請に向けて一寄付金のお願い 澤井 勝	21
編集後記、図書紹介	24

**9月14日(土) 14時、
同志社大学新町学舎に集合しよう!**

これまでのキャリア教育は、大学生など若者の困難な就職活動に際して、その真価が問われています。若者はリアルな労働の実態を理解しているでしょうか。実際の労働には光と影があります。影の部分をも照射しなければ、あまりにも膨らんだ若者の夢を打ち破ることになりません。影の部分をも照射しなければ、あまりにも膨らんだ若者の夢を打ち破ることになりません。

NPO法人あったかサポートが2012年度と今年度上半期にかけて高校生や大学生などおよそ2,500人に対して実施してきたアンケート調査の結果をキャリアデザインに係る第一線の研究者が分析、報告します。そこからは若者の働く事への意識、労働法規や社会保険の認知度、アルバイト、キャリア教育などの経験から浮かび上がる課題は何か、就職活動中の学生はもとよりその保護者、さらに支援する大学など教育関係者や行政機関にとっても有効な取り組みへきことが見えてきます。

日時 2013年9月14日(土) 14時~17時
会場 同志社大学新町学舎 臨光館 301号
費用 500円(学生は無料、但し学生証を提示して下さい)
主催 NPO法人あったかサポート
協力 公益社団法人京都勤労者学園
 京都府商工労働観光部 労政・人材育成課

第1部 シンポジウム 開場:13時30分

テーマ 「半身就活」で行こう! 折れない心をつくる労働関連法教育

報告① 「日本企業での働き方―職場ルールからの考察」
 寺井 基博 (同志社大学社会学部准教授)

報告② 「無防備な就活/不十分なキャリア支援―いますぐ大学が取り組むべきこと」
 (2,500人のアンケート調査の分析から課題を提起)
 筒井 美紀 (法政大学キャリアデザイン学部准教授)

報告③ 「若者になぜ、労働関連法教育が問われるのか」
 関根 文美、木村 千代子 (社会保険労務士)

司会進行 笹尾 達朗 (NPO法人あったかサポート常務理事)

第2部 意見交換会(名刺交換会) 18時~20時 (開場:17時30分)

会場 フレンチ・レストラン 「セカンドハウス・ウイール」

上京区烏丸今出川上ル「同志社大学寒梅館7階」075-251-10200

参加費 5,000円

定員 70名

第8回総会の報告と2013年度の活動方針

あったかサポーター理事長 澤井 勝

2013年5月19日(日)午後1時から、京都市上京区荒神口の鴨川畔にある「KKRくに荘」で、あったかサポーターの第8回総会が開かれました。

1. 2012年度の活動報告

(1) 労働関連法教育事業

①「高校生・大学生を対象とした出前授業」は、京都府労政・人材育成課の協力を得て、京都勤労者学園(ラポール学園)と提携して進めることができました。高校で9校、受講生は694名。大学生は7か所、826名を対象に実施してきました。講師としての社会保険労務士の参加も拡大しています。

②「労働法関連教育」のうち、ラポール学園において、「あったかサポーター」の主催で二つの労働法関連講座を開きました。一つは「転職・退職セミナー」で、全三回、延べ46名の参加者でした。もう一つは、「女性労働セミナー」で、

全三回、延べ31名の参加者でした。

③京都テルサ『マザーズジョブカフェ』での「女性のための労働基礎セミナー」を主宰しました。女性の社労士を講師に20回のセミナーを開き、延べ96人の参加者を得ました。

④京都府北部地域である舞鶴(21名)、丹後大宮(28名)、口丹波(52名)で労働関連法普及事業を行いました。

(2) 連続セミナーと新春交流会

①秋季連続セミナーは10月13日には「労働者保護立法の検証——派遣や有期雇用規制を問う」を主題に、中島光孝弁護士(大阪弁護士会)、11月17日には「パート労働者の社会保険適用をめぐる歴史と課題」のテーマで川崎航史郎龍谷大学非常勤講師、12月8日には「雇用と福祉の連携はどこまで進んだか」で五石敬路大阪市立大学教授、にお願いして、活発な意見交換が行われました。

②春季連続セミナーは3月23日に

「社会保障制度を支える公務員のやる

気を引き出すために」をテーマに太田肇同志社大学政策学部教授、4月6日に「若者にとつての年金制度の在り方を考える」を柴田悠同志社大学政策学部任期付准教授、4月20日には「成熟社会における社会保障制度・お金の分配と雇用の視点から」を小野善康大阪大学社会経済研究所教授、にお願いしました。

③1月26日の2013年新春交流会では、「座談会 過労死・過労自殺、アスベスト、胆管癌と企業責任の所在」を行いました。問題提起は古谷杉郎全国労働安全センター連絡会議事務局長、コメンテーターは若林三奈龍谷大学法学部教授(民法)でした。

④5月19日の第8回総会に合わせ、パネルディスカッション「パワハラ・セクハラによる精神疾患を職場からささないために」を130名の参加で開きました。パネラーは山本賀則寺

内製作所社長、木本憲雄大阪地域合同労組委員長、池田悦子富山県社会保険労務士会会長、大杉光子弁護士で、司会は笹尾達朗常務理事。具体的なケースを中心とした意見交換となりました。

(3) その他

豊中市の労働問題関連のホームページ作成支援事業などを行い、また労働相談活動は、京都府の「非正規ホットライン」の相談活動を担い、本法人の社会保険労務士5人で毎週土曜日に対応してきました。1日平均で7件の電話相談と直接の来所相談があり、最近はいじめや精神疾患に係わる相談が増え、「自己都合退職」の強要などの事例も増加の傾向です。

2. 2013年度活動方針

(1) 経済のグローバル化の進展は、世界経済の不安定性の深化を伴いながら、日本の労働環境を強く規定し続けています。非正規労働者、生活困難層、若者、女性の働き難さと生活不安。それにパナソニックなどにみられる正規労働者の大規模リストラ。加えて、安倍政権の成立以来、「規制改革」が「一丁目一番地」と主張され、新たな産業競争力会議での議論を踏まえた労働分野の規制緩和が検討されて

います。「雇用調整助成金」の大幅削減など「失業なき労働移動」を掲げた「産業構造の転換に対応できる雇用政策」に転換しようとしています。新たな雇用保障（失業者に対するキャリアパス形成支援事業の実現やその間の生活保障など）がないままの「解雇の金銭解決」の本格的導入、ジョブ型・地域限定型正規社員の拡大、裁量労働制（ホワイトカラーエグゼンプション）の導入などが検討されています。そこで、2014年の春季連続セミナーを通じて問題点を指摘します。

(2) 労働関連法普及事業の展開

①ラポール学園と連携した「出前授業」を引き続いて実施します。

第8回総会以降で、すでに来年1月まで、17件の授業計画があります。高校が6校（京都府立、大阪府立、私立）、大学が3大学となっています。行政機関や研究者への働きかけで、この拡大に取り組みます。

②ラポール学園を会場にした社会人対象のセミナーの開催

前年度も行った「転職・再就職準備セミナー」は全2回、「女性労働セミナー」も全2回行う予定です。またラポール学園を支える労働組合に「労働教育セミナー」の企画・開催を呼びかけます。これらはすでにちらしを作成

し、関連個所に配布しています。

③シンポジウムの開催

「若者が雇用につまづかないために第6弾」として、シンポジウム「半身就活」で行こう！を9月14日（土）に開きます。本誌本号の掲載広告を参照。

③ 新たに二つの新しい企画を提案します。

一つは、憲法第13条（個人の尊重と幸福追求権の尊重）に基づく労働者の人格権など人権保障の観点から、人権研修会の出前授業の開催のよびかけ。

もう一つは、中小企業経営者に向けた、人事労務管理セミナーの開催のよびかけ。それは労働者の福祉について大きな関心を持ち、従業員を大事にする企業が評価され、業績につながるという視点から。

3. 連続セミナーの開催

①2013年秋季セミナーの開催

社会保険の適用と給付は、働き方や雇用の形態にとらわれず、必要としている人にすべて行き渡るものでなければならぬという視点から、「雇用形態の多様化と社会保障制度のありかた」について組み立てます。

②2014年春季セミナー

自公政権下で進められる労働分野で

の「規制緩和」などの法改正の方向について、検討するセミナーを準備します。

③2014年新春交流会とセミナー開催

人と人の良好な関係をどうつないでいくか、そのあり方を検討する場として考えます。

4. 相談活動

京都府の「非正規ホットライン」事業を引き続き受託していきます。この事業は本年度、相談員の研修事業を行い、相談に訪れた労働者、および京都テルサで求職活動中の労働者への労働法や社会保険の基礎知識習得セミナーを行います。

また、いじめやいやがらせなどパワハラが、企業の事業経営の安定を脅かすという視点、またハラスメントを受けた労働者の人権と生活保障の観点から、電話相談体制を構築することを、当法人以外にも呼び掛けて検討していきます。

最後になりますが、昨年から検討している「認定NPO法人」への移行に向けて、寄付金を積極的に募集するための取り組みを行っていきますので、読者の皆さんの協力をよろしくお願いたします。当会活動への賛同者寄付金100人が必要です。是非、3000円以上の寄付金をお願いします。

社会人対象の労働教育セミナーのご案内

第1回「転職・再就職準備セミナー」

日時：9月2日（月） 18時30分～20時

30分

テーマ：「雇用環境の変化とあなたの転職理由」

— 様々な雇用形態の拡がりや労働契約の前に注意したいこと
— 求人票の読み方と労働トラブルの相談先などの紹介

受講対象：いま転職を考えていながら雇用リスクを避けたいと思っ
ている方

受講会場：ラポール学園

第1回「女性労働セミナー」

日時：9月6日（金） 18時30分～20時

30分

テーマ：「様々な働き方の拡がりや女性の雇用環境の変化」

— 様々な雇用形態と社会保険の適用や130万円・103万円
の壁

— いじめや嫌がらせ、セクハラによる精神疾患と労災保険の請求

受講対象：これから働こうとしている又は生活と仕事の両立に悩んでいる女性

受講会場：ラポール学園

お問合せ：NPO法人あったかサポート

075-352-2640（笹尾）

2013年秋季連続セミナー

「様々な働き方の拡がり」と 所得の再分配を考える」

主催 NPO法人あったかサポート

貧困と格差問題が取り上げられてはいますが、勤労者・市民による草の根フォーラムの場で年金など社会保障や税による所得の再分配機能について議論される機会はありません。

そこで①業務委託契約など様々な働き方が拡大し、社会保障から排除される若者の問題、②国民総所得平均制度によって、低所得者からも取りっぱぐれない税の徴収システムが確立されようとしている税制上の様々な問題について議論します。

特に新自由主義の経済思想による1%の富者と99%の貧者という格差社会の到来に対して警鐘を鳴らすべく、社会保障と税による所得の再分配機能について議論する場を設けたいと思います。



第1回

「様々な働き方の拡大と社会保障に求められる課題」

日時 10月5日(土) 午後6時15分

～8時15分

講師 脇田 滋(龍谷大学法学部教授)

2000年代に入って、賃金デフレが進行し、生活保護水準にも満たない低賃金構造と他方における正社員の長時間労働やいじめ・嫌がらせなど企業社会の陰の部分がか社会的な課題となつていきます。そのような現状からこの国の社会保障制度の条件について考えます。



第2回

「税による所得の再分配機能を考える」

日時 10月25日(金) 午後6時15分～8時15分

講師 木村 守(税理士)

「高所得者から税をたくさん徴収して、それを貧しい者に与えるべきだ」という議論は、「言うは容易いが、行うのは難しい」のが現状です。この国の高所得者と低所得者の分布や税負担の現状から日本人の税金に対する意識やこれからの税法について考えます。

第3回

「年金による所得の再分配機能を考える」

日時 11月8日(金) 午後6時15分～8時15分

講師 高瀬高明(共同通信論説委員)

被用者年金一元化法が成立し、平成27年10月から施行され、公務員などの共済年金を厚生年金に統合することに決まったものの年金の記録管理、保険



料徴収、年金給付は従来そのままです。さらに第1号・第3号被保険者など国民年金との一元化による非正規労働者の被用者年金への適用拡大など年金制度の課題はまだまだ残されたままです。

申込方法：当法人へ電話又はメール、FAXにてお申込み下さい。

会場：ひと・まち交流館



2013年度「労働関連法教育」の展開に向けて

編集 部

当会では、昨年度に引き続き公益社団法人京都勤労者学園と共催して様々な労働関連法教育事業の実施を決定し、展開しています。雇用環境の改善が見込めない現状に大学生などのブ

ラック企業への関心は高く、また一旦就職したものの様々な事情から退職、転職する人が後を絶ちません。そこで、労働者自らが雇用に対するリスク管理ができるようにアドバイスを行うことを主眼においた各種セミナーの企画を行ったところです。本年度は概ね以下3つに大別した教育・研修活動を推進することにしましたので、読者の皆さんにはご活用して頂きたいと思

います。尚、詳細はホームページに掲載されているチラシをご覧ください。

皮切りに実際のアルバイトニュースを材題に使って、「労働契約とは何か」など求人票や労働条件通知書、給与明細書の役割について寸劇を交えて授業を行ってきました。

その他大阪府立牧野高校からは、高校3年生を対象に人権学習の一環として出前授業の要請がありました。新聞紙面を教材に使用し、現在の労働問題を労働者の人権や人格権という視点から照射した講義を行いました。

また京都府内の私立聖カタリナ高

校、滋賀県彦根市にある聖泉大学、名古屋経済大学では、様々な働き方を横軸にとり、雇用期間や労働社会保険、法定外福利厚生項目を縦軸にとり、その適用の有無など多面的な考察を試みる出前授業を展開しました。

また同志社大学、龍谷大学、佛教大

学では、新聞紙面で紹介された「ユニ

クロ的な働き方」を題材に学生自身が

主体的に考察することのできる時間を取り入れるなどの工夫を試みるこ

とできました。資本主義の発展がグロ

バリズムをもたらし、近代国家の論

理と衝突する、その結果として労働者にはこれまでにない能力や働き方が求められる。それ故、この国特有の雇用慣行（メンバーシップ型雇

用慣行）と重なって過労死や過労自殺

という悲劇を生み出す、そのようなこ

とを考える機会が与えられたのではな

いでしょうか。

そこで2013年度上半期「出前授

業」の総決算として来たる9月14日

（土）に、「若者が雇用につきま

ずかないために」第6弾としてシンポジウムを

開催することにしました。テーマは「半

身就活で行こう！折れない心をつくる

労働関連法教育」と題し、学生とその

保護者、さらには就職支援を行うキャ

リアコンサルタントの方々にも参加し

て頂く企画を立てました。特に今回は

出前授業開催の前に高校生や大学生な

どを対象に働く事への意識や法的な認

知度を把握する目的で当法人が実施

したアンケート結果2500名のデー

タ―を分析・報告することにし

ました。おそらくこの報告は今後のキャリ

ア教育のあり方について多くの示唆を

与えることとなります。是非関係者の方々に集まって頂きたいと思

2、退職や転職を考えている労働者を対象にした教育・研修活動

いま働き盛りの労働者や入社して間もない若者を含め転職や退職を考えている潜在的な労働者は多いのではないのでしょうか。特に女性の場合は、妊娠、出産、育児などによって退職を余儀なくされた、或いは近年増加しつつあるいじめや嫌がらせ、セクハラによって意図しない退職をするケースも増加しています。

この国では社会保険を含めた社会保障が充実している訳ではなく、かつ転職を重ねてスキルを高め賃金の上昇することが期待できない雇用慣行が現在存在しています。

従って、現実には離職後の生活保障やその後の職業生活など生活設計を立てないまま退職の道を選択するケース

1、高校生や大学生など就労体験を持たない若者に対する教育・研修活動

本年度は既に鳥羽高校定時制高校を

が後を絶ちません。再就職活動が容易な労働力の「売り手市場」であるならばともかく、いまや「労働力の買い手市場」です。そのような時代には、少なくとも現行の雇用保険や労災保険、さらに適用されているならば健康保険や厚生年金などの基礎的な給付内容を知らずして上手に活用して次の職業生活へのステップを踏んで頂きたいと思えます。

特に雇用保険の財源を使った職業訓練や求職者支援制度についても利用できる幅は広がっています。

そこで今年度は、**女性労働セミナー**と**転職・再就職セミナー**を全二回に亘って内容を異にしながら一貫性を堅持して開催します。また退職準備セミナーについては、60歳前の労働者を対象に老齢年金と賃金との関係を中心に人生の後半期の生活設計について考えることとします。お知り合いの方とお誘いあわせの上ご利用下さい。

3、労働組合の役員や就労支援団体の支援員、並びにそこに集まる人たちを対象にした教育・研修活動へのお手伝い

「知は力なり」と言います。今ある雇用や労働に関する身近な知識を身につけることによって、自らの人間とし

ての誇りを取り戻しませんか。そのような機会を設定していただければNP法人から講師を派遣します！

労働組合の役員の皆様へ

グローバルゼーションの時代に、欧米の何れの国も労働組合の組織率は低下しています。しかし労働協約の適用範囲や拡張については国によって異なります。とりわけ企業別労働組合が支配的なわが国では、会社と労働者の利益が一致しがちです。事業危機が深まれば労働協約は反故にされがちです。労働基準法と労働契約、就業規則、労働契約との関係について法的な理解を深めることが大切です。

他方で会社にとっても、事業の発展や労働生産性の向上、万が一の会社の事業危機に際しての労働組合は、もはや消極的な存在ではなく、積極的な存在として機能します。会社の事業の拡張、再編、再生には労働組合の歴史を見据えた理性と新しい時代への感性が問われ、総じて労働組合の知性によって会社の浮沈が決まるといって差し支えないでしょう。労働組合の役員の間で交代が進み、いまではストライキなど労働三権を請んじることができない労働役員が増えています。労働組合の存在は産業民主主義の確立にとって

不可欠な存在であることに変わりはありません。私たちNP法人は、そのような職場における民主主義の確立、労働分野のコンプライアンスの推進に向けたお手伝いをしたいと思います。

就労支援を進めている団体の皆様へ

近年、生活保護世帯が増加し、それにかかる費用の削減が政府によって意図されようとしています。市町村のケースワーカーなどがハローワークと提携して生活保護世帯の就労支援を始めてはいますが順調に進んでいるとはいえません。生活保護世帯の増加の背景には、言うまでもなくこの国の雇用環境が悪化し、働きたくても働く場所がないことにあります。また採用にあたって、もはや企業には時間をかけて労働者を育てる気風が存在しなくなってきたことが指摘できます。ですから仮に働き場所が見つかってもすぐに離職するケースが後を絶ちません。その背景には、産業構造の転換、就業構造の変化を指摘しないわけには行きません。長年モノづくりに関わって来た人に、介護など人に関わる仕事への転換を勧めても人は容易に新しい仕事に馴染むことはできません。勿論、生来の得手不得手もあります。

そのためには、労働者を雇用する企

業はもちろん労働者側にも働く事に伴う契約意識を持って、労働契約に関する基礎知識を持つことが大切です。今や就労先を紹介して支援が終わる時代ではありません。その当該労働者がその職場に馴染んで定着できているかどうかを気にかける就労支援のあり方が問われています。

労働基準法や労働契約法など労使の関係を律する法律、また万が一離職するようになった場合に役立つ労働・社会保険、職場のいじめや嫌がらせなどによって労働者と会社との間でトラブルが発生した際の紛争解決制度について、会社や労働組合のみならず就労支援団体にも問われています。福祉と雇用という縦割り行政を克服し、両者が一体となって互いの立場の違いについて理解を深めることが大切になって来ます。

そこで労働教育の立場から就労支援を進めている団体、その支援対象者に向けた学習機会を準備しませんか。そのお手伝いをしたいと思います。



「社労士は先生ではなくて、サービス業!!は私の口ぐせ」と語る

社会保険労務士・後藤田慶子さんに聞く

今回は大阪府社会保険労務士会に所属する後藤田慶子さんに登場して頂きました。社労士の仕事が「好きだ」という彼女に、社労士業の魅力について語っていただくとともに今日の課題についてもお話しをおうかがいました。



余儀なくされた中小企業も多いのが現実です。社労士業をめぐる環境も大きく変化しています。お仕事を始められた頃と今とではどのような違いがありますか。

【後藤田さん】

社労士を「業」として23年になりました。開業した平成3年頃は今のような知名度もなく、具体的な業務の内容を企業や個人に説明していました。

大阪府社労士会の開業者は969名、そのうち女性は80名でした。現在は2,100名、女性の割合も多くなっ

ています。

「新米で何もわかりませんが頑張ります」といったところ「何もわからない人はいらぬ」と言われた2件目の顧問先社長。「社労士の新米ですが新しい法律知識は大丈夫です」と言い直した事が今でも財産です。そして、今も顧問料を頂戴している社長に感謝です。

大阪生まれ、大阪育ち、女性ももっと社会で働きたい、もっと大勢の人に会いたい……がモットーです。先生ではなくサービス業は口ぐせですね。

ここ数年、インターネットでの情報による会社で働く人の権利意識が変わってきたと思います。経営者としては賃金の昇給がままならず、働くためのモチベーションをどのようにしていくかが大切になってきていると思います。

編集部

そのような厳しい経済・社会環境の変化にもかかわらず社労士として今日までオフィス後藤田を維持され、発展されて来ました。開業社労士として生きながらえるための何か秘訣はありますか。

【後藤田さん】

特にないですね。幸い会社や個人からのお声がかかり仕事がいっぱいありました。

景気が悪くなると、会社の倒産、解雇などによる事務手続きが発生し、景気が良くなると、求人や採用等の手続きが多くなり業務量としてはそれなりにありました。

労働や社会保険の法律が施行された

編集部

いまの社労士の仕事を始めてどのくらい年の数が経ちましたか。ここ20年の間に国内製造業が衰退し、廃業を

り、改正されると、それを一般の皆様
に伝えるセミナー講師の業務も多くあ
ります。例えば介護保険制度ができた
当時に商工会、商工会議所から声がか
かり20ヶ所でセミナーをしたことがあ
ります。受講者からの質問もあり介護
保険の利用や保険料等について自信を
もって対応することが出来ました。社
労士試験の受験講座の講師の仕事も10
年ほどしていました。自分が法律をしっ
かり理解すること、それをどのように
受講者に伝えるかよい経験でした。

受験講座の講師は通常一回で合格し
た人がなるのですが、三回目で合格し
た私には再チャレンジの人の気持ちがあ
りよく理解でき、きめ細かいアドバイス
ができてファンがいっぱいいましたよ。
受講生から関与先を紹介していただく
事もありました。

編集部

社労士の仕事は社会保険労務士法第
一条の目的条文にありますように、一
つは労働・社会保険の円滑な実施と、
二つ目には事業の健全な発達と労働者
等の福祉の向上に資することを目的に
しています。オフィス後藤田の主なお
仕事はどのような内容ですか。

〔後藤田さん〕

仕事の内容は関与させて頂いている
会社の従業員の書類作成や提出、手続
もちろん年度更新や算定届等年に一度
の手続もあります。給与計算、賞与計
算、年末調整などの業務もあります。

労働基準監督署や年金事務所等の調
査に対しても事業主と共に立ち会います。
就業規則の作成や法律改正に伴う変
更もあります。会社で働く人に就業規
則の説明をするときはとても楽しい時
間です。

金融機関の関与先もあり年金相談や
年金セミナーの業務もあります。

障害者雇用等の団体で定期的な労働
関連の法律について講師もしていま
す。

編集部

後藤田さんは、常々「社労士の仕事
が好きだ」とおっしゃっています。そ
れはあなたの仕事の成果が見えて、顧
問先の経営者（使用者）に喜ばれるか
ら好きなのですか。社労士の仕事をし
ていて良かったという実感はどこから
生まれて来るのですか。

〔後藤田さん〕

そうですね。新しいことを知る喜び

でしょう。学ぶことはよく生きること
だと思っています。だれかから声をか
けられたらチャレンジする！精一杯頑
張ってダメだったらその時に考えるこ
とにしています。良かったという実感
は、社労士が関与する法律を勉強する
ことによってお仕事になり、わかりや
すく伝えることで相手が納得し相手が
それをレベルアップされる。

ありがとうございます。報酬が得られるの
ですから……。
社長への対応やグチを聴くのも仕事
のうちと考えています。

会社で働く人の現場を見せて頂くこ
とがよくあります。働く人が製品や仕
事内容を一生懸命話される時間はとて
も嬉しいです。

編集部

ということは、社労士の仕事は顧問
先の経営者と社労士との関係にとどま
らずもっと広い社会的な関係の中に位
置づけられるということですね。どの
ような社会関係の拡がりを意識してお
仕事をされていますか。

〔後藤田さん〕

勤労青少年センター等での公的機関
で社会保険の仕組み、書類作成、給与

計算等の講座を担当していました。講
師は資格を取り立ての社労士2〜3人
と組んで経験を積んで頂く現場にし
ていました。今でもたくさん社労士さ
んに現場を知って欲しいと思っていま
す。

大阪会で年金担当だった時は社労士
のPRのため年金コメンテーターとし
てテレビやラジオにも出演させて頂き
ました。新聞記者や弁護士会の研修で
年金の基礎をお話しさせて頂いたこと
もあります。今でも年金の仕組みや、
社会保険労働保険の仕組みについて素
人の皆様にお伝えするセミナーは大好
きです。

編集部

しかし、高度経済成長期の時代とは
異なっており、既に日本は欧米同様に「成
熟社会」にあります。社労士業も市場
の拡大が容易い時代ではなくなりまし
た。順風満帆とは言えないでしょう。



事実、安倍内閣は「雇用調整助成金」など雇用の維持から「職業訓練」「職業教育」など雇用の流動化に軸足を移しています。社労士として事業主へのアドバイスも変化せざるを得ないのではありませんか。

【後藤田さん】

むつかしい質問ですね。現に実施されている職業訓練、職業教育は資格取得に片寄っているのでは……と思つています。世の中で働く意識が大切ですね。

編集部

事実、国家試験に合格して毎年、開業社労士を目指す方々が老若男女を問わず増えています。サラリーマン生活が嫌になった、専業主婦業では物足りないそのような動機付けだけでは、試験に合格しても社労士の仕事はありません。精々、社労士会から紹介された厚生労働省関係の行政機関でのアルバイトです。新人社労士に向けて、何かアドバイスできることはありませんか。

【後藤田さん】

運転免許を持っていても実際に乗らなければ安全運転はできないのと同じように、社労士の試験に合格しただけ

で「業」ができる訳ではありません。資格をとってからが仕事のスタートラインです。

今までの経験という財産をどのようにお客様に役立てるかが大切です。経験を積む為に行政機関でのアルバイトも1～2年ならいいのでは……と思つてます。

編集部

このような本来の専門士業としての職域については、近年その境界線が曖昧になって来ています。倫理上の課題も持ち上がっています。「できる仕事なら何でもありだ！」という風潮が心配です。社労士としての誇りをお持ちの後藤田さんの琴線に触れることではないと思つていますが、どのようにお考えですか。

【後藤田さん】

私たち社労士が関与する法律に対するアドバイス（助言）が業務だと思つています。コンサル（指導・診断）ではないと考えています。

編集部

平成13年に「個別労働関係紛争の解

決の促進に関する法律」が施行されることになり、労使の当事者が自主的な解決を図る方向にあります。他方でこのような労働トラブルに際して地域ユニオンに駆け込んだ労働者と使用者との団体交渉の席に社労士が出席するケースが増えています。それは社労士の職域拡大として評価されますか。

【後藤田さん】

そうですね。確かに社労士全体から見ると職域拡大と評価できますが、大抵事なのは関与先のお客様がそういった法律のお世話にならないよう、日頃からしっかりと労務についてアドバイスすることが必要ではないでしょうか。

編集部

これからの社労士は、個別労働関係のトラブルよりも労働者と使用者との労働契約の締結から雇用の終了までの全過程における労働トラブルの未然防止、そして何よりも使用者への新しい情報やサービスの提供などを通じて従業員モチベーションや企業の労働生産性の向上に貢献すべきだと思つてます。いかがお考えでしょうか。

【後藤田さん】

社労士は会社に関与する士業の中でもっとも会社と従業員との関わり合いを感じる事ができる職業です。ただ、会社にもそれぞれ会社にあった状態があります。きめ細かなサービスとはそれを踏まえた上でのサービスです。全ての会社に画一的なサービスを提供すると逆におかしな事になるかもしれません。新米の社労士さんは特に注意して欲しいですね。



オフィス後藤田の全景

2014年度龍谷大学NPO地方行政研究コースの案内

社会保険労務士 白田 一彦



社会保険労務士の白田一彦です。この4月より、龍谷大学大学院法学研究科の修士課程で学んでいます。

きっかけは、「あったか情報」昨年夏号に掲載された「龍谷大学大学院で学んでみませんか？」という記事でした。あったかサポートと龍谷大学は、「地域連携協定」を締結しており、大学に毎年度社会人1名を受け入れるというものです。昨秋、澤井理事長から推薦をいただき、研究計画書に基づいた面接の結果、晴れて入学が叶いました。

大学が協定先の社会人を大学院生として受け入れているのは「NPO・地方行政研究コース」です。このコースは、自治体やNPOで活躍する地域公共人材を育成することを目的としています。また、①研究科横断のコースであり、②学部卒業生・社会人がともに

学ぶ、③NPO・行政等で働く人がともに学ぶ環境にあるという特徴があります。

まず、研究科横断のコースであることについてです。このコースは、法学研究科または政策研究科に在籍して学ぶことができます。また、開講科目は法学、政策学だけではなく、経済学、経営学、社会学の科目も一部提供されています。社会科学系の研究科が連携し、クロスオーバーすることにより、多様な視点から研究することができま

す。社会法関連であれば、労働法や社会保障法だけではなく、比較社会政策論や労働経済論などの科目を履修し、研究することが可能です。また、専門分野を超えて様々な方と交流できることも魅力のひとつです。

次に、学部卒業生・社会人がともに学ぶ環境についてです。社会人は現場での実践的な課題を具体的に解決しようとしています。学部卒業生は、学部での継続から論理的あるいは理想的に問題を解決しようと試みます。そのぶ

可能性を感じさせます。

コースに在籍している学生の内訳は、学部卒業生が5名、留学生が2名、社会人が13名です。研究、指導の中心的な科目である特別演習では、各クラスが2名の教員によって運営され、学部卒業生、留学生、社会人というメンバーで構成されています。

そして、NPO・行政等で働く人がともに学ぶ環境についてです。社会人の所属は自治体、NPO等団体、議会に広がっています。問題解決に当たっては、相互に得意な分野を活かし、補完し合う関係が構築され、新たな人脈も広がります。

授業を受けているのは大学院生だけではなく、科目等履修によって「地域公共政策士」の資格取得をめざしている社会人もいます。この資格は、京都発の地域資格で、地域公共政策の担い手として(財)地域公共人材開発機構によって付与されるものです。

なお、このコースで学ぶ協定先の社会人は「オンジョブ型・1年制」を選択して入学します。仕事を続けながら大学院で研究できるようなカリキュラム編成になっています。

社会保険労務士であれば、顧問先からの相談・指導の業務等を研究対象とするフィールド科目を設けることがで

きます。これにより、就業しながら業務内容の高度化を図ることができ、また、それを研究評価の対象とすることができます。

私の研究分野は社会法(労働法、社会保険法)で、「副業をめぐる労働法上の諸問題」を研究テーマにしています。研究の過程を通して実務上の問題を点を明らかにし、その解決を図る方策を見つけていることを目標としています。

現在、週3日、おもに夕方から大学の授業に出席しています。日々の仕事との両立は容易ではありませんが、学生生活も3か月が過ぎ、ようやく頭と体もなじんできたところでは

す。このコースで学ぶ者に求められるものは、協働型社会の担い手としての実践的・実務的な能力、世代・職業分野を超えてのコミュニケーション能力、地域社会の力を引き出す分析・提言能力を備えることです。そして、その能力を卒業後の活動に活かして行くことです。来春には、研究の成果をご報告できるように残された期間を有意義に過ごして行きたいと考えます。

皆さん、龍谷大学大学院で学んでみませんか？



労働と社会保障の専門家集団として、 地域公共人材の育成に向けて！

2012年度法学研究科法律学専攻修士課程修了
NPO法人・あつたかサポート常務理事

笹尾達朗

去る7月24日龍谷大学のNPO地方行政研究コースの次年度説明会を含めた懇談会が開催されました。昨年度法学研究科及び政策学研究科で1年間学ぶ機会に恵まれたことから席上、感謝の思いを込めて発言した内容をここに紹介します。



1. NPO法人としての自己紹介

私たちのNPO法人は、仕事や暮らしに関わる情報発信、教育・相談活動、ネットワーク活動を進めています。対外的には労働と社会保障に係る専門家集団として位置づけて活動しています。具体的には、労働相談、労働教育、就労支援に力を入れています。

2. 龍谷大学との関係

龍谷大学の職員でありかつ当法人の会員の方からのご案内を頂き、龍谷大学NPO地方行政研究コースの存在を知ることができました。2012年度から3カ年の連携協定を締結し、来年度で終了することになっています。本年度も既に白田社会保険労務士が法学研究科に席を置いて学んでいます。来年度についても新しい社労士を紹介し、学ばせたいと計画し準備を進めているところです。併せて当法人の事務所は下京区にありますから、地理的にも龍谷大学には便利であり、今後とも地域の公共人材の育成に向けて十分に連携の余地があると思っています。大学と地方行政機関、NPOが連携し、

共通する課題について協働を通じ、その中から新しい公共を担う若き人材の育成が計られることを期待したいと思います。特に共助の立場から街づくりに向けた大学とNPOとの共同行動が取れることを期待しています。

3. 私自身としての連携メリット

私はNPO法人の常務理事として身を置きながら、一方で龍谷大学NPO地方行政コースに在籍することで法学研究科と政策学研究科においても学ぶ機会に恵まれました。前者の課程では、私が日常業務に関わる機会のある課題つまり精神障害や自殺に係る労災申請など日常業務に直結した研究ができました。後者の課程では、ワークショップにおけるファシリテーション

技法を学ぶ機会に恵まれました。お陰様で社会保険労務士として依頼のあった小規模事業所の従業員を対象にモチベーションアップ、会社の労働者の意見を反映した就業規則の改定に役立てることができました。

4. NPO法人としての連携メリット

私たち法人では、季刊・会報「あつたか情報」を定期発行しています。その誌面には毎回「誌上インタビュー」の企画がありますが、龍谷大学の先生方とお知り合いになれたことから、昨年度には政策学研究科の富野暉一郎先生に登場して頂くことができました。また春秋の連続セミナーを毎年企画していますが、そのセミナーの講師としてご協力を頂くことができました。昨年度は法学研究科の川崎航史郎先生にお世話になりました。本年度秋には同じく法学研究科の脇田滋先生にお願いしています。

また今年の1月には、龍谷大学の教室をお借りして「過労死・過労自殺、アスベスト、胆管ガンと企業責任」と題してパネルディスカッションを開催し、法学部の若林三奈先生に民法学の立場からご教示を頂きました。更に本年度にいたっては、政策学部の石田徹先生の教室にゲストスピーカー

として当法人の二人の女性社会保険労務士が招かれ、就活に不安のある3回生を対象に大学に来た「求人票の裏読み」を伝授する機会に恵まれました。

5. 今後の課題

①労働の現実をリアルかつ社会科学的に考察するために

私たちは、NPO法人として常に実践的な課題を追いかけていますので、いま職場や社会で生じている客観的事実を就職活動などで悩む龍谷大学の若き学徒に伝えることができたいと思っています。昨今、ブラック企業に対する学生の警戒心が強いのですが、それは実のところ入社してみなければ分かりません。しかし、求人票などを手がかりにして何らかの判断に当たったのヒントになることは提供できると思っています。

現実の労働には、光と影が存在します。以前NHKの番組に「プロジェクトX」という番組がありました。あの番組は労働の光の部分に照射しました。確かに仕事に夢や希望を馳せることは大切ですが、日々の仕事の現実から労働のリアルな影の部分に照射する作業も不可欠だと思っています。これまで文科省が進めて来たキャリア教育はその光の部分だけを取り上げて学生

にキャリア教育を施したのではないのでしょうか。若者が思い浮かべる願望とリアルな現実の労働との乖離、それが若者の早期離職に繋がっている一因なのではないでしょうか。

大学には社会科学研究所が存在します。日本の雇用慣行が揺らいでいるだけに、わが国の労働問題はその深刻さの度合いを深めています。人を育てる企業が減少し、逆に人を排除している企業が拡大しています。労働のあり様についてリアルにかつ社会科学的に考察する機会を提供すべきだと思っています。社会保険労務士は、中小零細企業の事業主に対しての人事労務管理上の相談役であり、労働・社会保険の実務に悩んでいる龍谷学生にお役立て頂ければ願ってもない喜びです。是非、活用して頂きたいと思っています。

②体験させたいインターンシップとアルバイトの違い

更に私たちのような活動の経験は、大学に加え地方自治体、とりわけ教育委員会との連携が不可欠です。特にインターンシップが大学のみならず義務教育機関においても実施、推進される昨今ですが、案外見落とされているのがアルバイトとの違いです。インターンシップは企業にとっては基本的に迷

惑です。しかし無料の労働力として使えるならば歓迎しますし、従業員もやさしく手ほどきをしてくれます。ところがアルバイトとなると賃金を支払う訳ですから自ずと学生アルバイトには厳しく接することになります。そのような違いの体験を推進することは、教育行政機関にとっても従来の学力の向上以外の教育効果を高めることとなります。若者に労働契約が始まる雇用関係と労働の現実を教えることは、学業を終えて社会人として羽ばたく際に大切な生きた教育効果を高めることにはなれないでしょうか。

③街づくりの発想に欲しい社会的就労の場づくり

更に共助の立場から街づくりに向けた大学とNPOとの共同行動が取れることが期待されています。地域の街づくりには、社会的に排除された人々を社会的に包摂する場所が不可欠です。そのような場所は、仕事や暮らしに関わる気軽な相談機能も大切な役割を果たしてくれるでしょう。地域社会に開かれた交流の場であり、共に働く場づくりに私たちNPOの立場からも参加できれば、近年、社会的に排除された人々に対する雇用の場、社会参加の場が確保できるのではないのでしょうか。大学と行政機関そしてNPOに

よる社会的就労の場づくり、社会的企業の育成に向けた取り組みができないでしょうか。



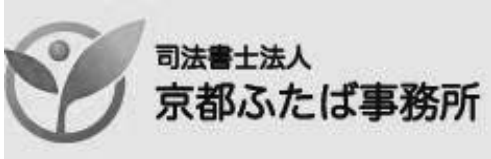
龍谷大学 深草キャンパス



あったかサポートの活動に賛同します。

<p>中島光孝法律事務所 弁護士 中島光孝</p> <p>〒530-0047 大阪市北区西天満 4-6-3 ヴェール中之島北 303 TEL 06-6131-3070 FAX 06-6131-3071 URL:http://nakajimamitsunori.blog59.fc2.com</p>	<p>きよた総合法律会計事務所 所長 弁護士 清田富士夫 副所長 弁護士 夏見陽介</p> <p>〒530-0047 大阪市北区西天満 4 丁目 3-25 梅田プラザビル別館 402 号 TEL06-6312-6100 FAX06-6312-6101 URL:http://kiyota-office.com/</p>
<p>河本法律事務所 弁護士 河本光平</p> <p>〒604-0801 京都市中京区丸太町通堺町西入鍵屋町 65 コートサイト丸太町 202 TEL 075-231-9363 FAX 075-211-2610 E-mail:kawamoto-law.kouhei@voice.ocn.ne.jp</p>	<p>弁護士法人古家野法律事務所</p> <p>〒604-8166 京都市中京区三条通烏丸西入御倉町 85-1 烏丸ビル 3 階 TEL075-223-2788 FAX075-223-2780 URL:http://www.koyano-lpc.jp/</p>
<p>京都総合法律事務所</p> <p>〒604-0924 京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5F TEL075-256-2560 FAX075-256-2561 URL:http://www.kyotosogo-law.com/</p>	<p>JAM 寺内製作所労働組合 執行委員長 奥田 智</p> <p>〒612-0042 京都市伏見区深草芳永町 666 TEL 075-641-5201 FAX075-641-5204</p>
<p>近鉄ビルサービス労働組合</p> <p>本部：〒542-0076 大阪市中央区難波 2 丁目 2-3 御堂筋グランドビル 9 階 TEL 06-6211-2027 FAX 06-6211-2029 E-mail:takahasi_t@ex.kintetsu-bs.co.jp</p> <p>京都支部：〒601-8416 京都市南区西九条池ノ内町 106</p>	<p>新しい豊かさの実現を求めて 日本写真印刷労働組合</p> <p>〒604-8551 京都市中京区壬生花井町 3 TEL 075-801-3985 FAX 075-801-3995</p>
<p>JAM 朝日レントゲン労働組合 執行委員長 彦阪佳孝</p> <p>〒601-8203 京都市南区久世築山町 376-3 朝日レントゲン工業(株)内 TEL075-921-5653 FAX075-921-5693 E-mail:asahi123@asahi-xray.co.jp</p>	<p>ひとりでも入れる労働組合 連合大阪地方ユニオン 大阪地域合同労働組合 執行委員長 木本憲雄</p> <p>〒540-0008 大阪市中央区大手前 2 丁目 1-7 大阪赤十字病院 5 階 TEL 06-6949-0514 E-mail:chiikigodo@rengo-osaka.gr.jp</p>

あったかサポートの活動に賛同します。

<p>京都の真ん中に、人が集まる快適な空間</p> <p>京 都 テ ル サ (財団法人京都府民総合交流事業団)</p> <p>〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 TEL 075-692-3400 FAX 075-692-3402 E-mail:info@kyoto-terrsa.or.jp URL:http://www.kyoto-terrsa.or.jp</p>	<p>実務能力・資格取得、パソコン・英会話、求職者支援訓練講座等</p> <p>公益社団法人京都勤労者学園 (愛称 ラポール学園)</p> <p>〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都 3F TEL 075-801-5925 FAX 075-812-1508 E-mail:gakuen@labor.or.jp URL:http://www.labor.or.jp/gakuen</p>
<p>安心と信頼の中小企業者全国ネットワーク</p> <p>ティグレグループ 代表 小林竹廣</p> <p>〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-6-4 谷町ビル 8F TEL 06-6945-0066 FAX 06-6943-1218 E-mail:kobayashi@tigrenet.ne.jp URL:http://www.tigrenet.ne.jp</p>	<p>中小零細企業の労働保険のお手伝い</p> <p>社会保険労務士法人ティグレ</p> <p>〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-6-4 谷町ビル 8F TEL 06-6943-9338 FAX 06-6943-9339 URL:http://www.tigrenet.ne.jp</p>
<p>ヒト・経営・ライフプランの トータルサポート事務所です</p> <p>池田社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 池田悦子</p> <p>〒939-8082 富山市小泉町 145-3 TEL 076-421-0656 FAX 076-423-7993 E-mail:ietsuko4@chive.ocn.ne.jp URL:http://www.ikedasr.com</p>	<p>江和社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 今村隆行</p> <p>〒520-0043 滋賀県大津市中央 3 丁目 5-34 TEL 077-525-3009 FAX 077-525-8634 e-mail:monoelo2@skyblue.ocn.ne.jp</p>
<p>オフィス後藤田 社会保険労務士 後藤田慶子</p> <p>〒535-0021 大阪市旭区清水 5-14-24 TEL 06-6954-8686 FAX 06-6954-8333 E-mail:gotoda@mua.biglobe.ne.jp URL:http://www5d.biglobe.ne.jp/~gotoda/</p>	<p>木村守税理事務所</p> <p>〒606-8005 京都市左京区山端川岸町 36-2 TEL 075-702-0280 E-mail:kimurakaikei@tkcnf.or.jp URL:http://www.tkenf.com/kimuramamoru_zeirishi/</p>
<p>大高友紀税理士事務所 大高友紀</p> <p>〒614-8364 京都府八幡市男山松里 12-32 TEL 075-983-3156 E-mail:otctax@otctax.com URL:http://www.otctax.com/pc/office.html</p>	 <p>〒602-8026 京都市上京区新町通丸太町上る春帯町 351-1 TEL 075-251-0028 FAX 075-211-0029 URL:http://www.k-ftb.com/</p>

※東京新聞2013年6月5日朝刊26面に掲載された記事をここに転載しました。(編集部)

希望押しつけ無責任

過労社会

崩れるセーフティネット

下

「職場で理不尽な待遇を受けても、仕方ないとおきりかてしまったり、後から転職しよう。かつての自分もそうだった」

ウェブデザイナーの個人加盟ユニオンで働いていた山口猛さん(33)は、退勤の記録を残しておけば残業代は取り返せる。上司のアドバイ

「これは違法だ。出ていた三年前、サービ

若者に身を守る知識を



た。解雇後、上司の紹介でユニオンに駆け込み、未払いの残業代を取り戻した。

NPO法人「あつたかサポート」が2011年5月、京都府立鳥羽高校の定時制で行った労働法教育の出席授業。京都市南区で(同法人提供)

に放り出される若者は、ブラック企業の前に、あまりに無防備だ。厚生労働省の調査によると、二〇〇九年三月の大学卒者で入社後三年以内に仕事を辞めた人は28.8%に上る。

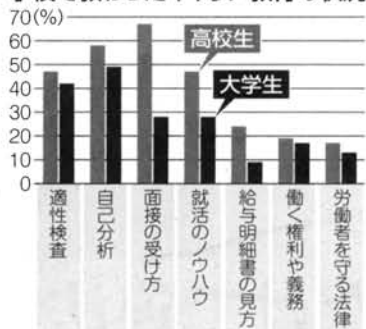
しかし、学校や職場で労働者の権利や制度を学ぶ機会は極めて少ない。文部科学省が提唱するのは「働くこと

はこんな風に素晴らしい」といった働く意欲を育て、主眼を置いたキャリア教育だ。

学生はインターンシップ(就業体験)は盛んだが、そこで、入社後に実際に直面する可能性のあるトラブルへの対処法を学ぶことはほとんどない。

最近では無知につきこみ、過酷な働き方で若者を使い捨てにする「ブラック企業」の存在が問題視されている。働くルールや権利を知らないまま、社会

学校で教わったキャリア教育の状況



※2012年度、あつたかサポートの出席授業参加者に調査。高校生691人、大学生774人が回答

キャリア教育 労働者を守る法律を身に付けるとともに、主体的に進路を選択する能力や態度を育てるための教育。1999年の中央教育審議会の答申で初めて登場した。若者のフリーターやニートの増加などから、学校での教育の必要性が叫ばれるようになった。代表的な取り組みは中高での職業体験や、大学でのインターンシップ。2011年度からは大学設置基準で、キャリア教育へ取り組むことが義務化された。

昨年五月、若者雇用が激しい環境は、希望や夢だけ教えるのは無責任。学校教育の中で、身を守るすべや働くリスクまで教えるべきだ」

上西教授は「労働法教育の普及に程遠い現状の中で、ブラック企業に入るのには自己責任であるかのよう」

「過労社会」への情報をお寄せください。〒231 0007 横浜市中区弁天通4の52 東京新聞横浜支局。ファクス=045(201)1046、メール=yokohama@tokyo-np.co.jp=まで。



就労支援の現場・ハローワークから見えること

求職者支援制度を通じて

浜上知子

「今日体調悪いので訓練を休みます」。朝8時半。電話口から聞こえるつらそうな声。風邪をひいたのか、のどがガラガラのような声。「今日欠席ですね。わかりました。病院に行つて領収書をもつておいてください」。体調が悪いのであるべく引き留めないうちに、でも必要なことはきちり伝える。お大事に。そして欠席の証明書は絶対とっておいてください。そのうちの中で願うこと。



対象が違う二つの職業訓練制度

私はハローワークで就職支援ナビゲーターとして職業訓練の担当をしている。職業訓練の受講を希望する求職者に対し訓練の情報提供やあつせん、訓練終了後の職業相談や職業紹介などが仕事だ。

ハローワークが窓口となっている職業訓練は大きく分けて二つある。ひとつは主に雇用保険を受給している求職者が対象となる「公共職業訓練」、そ

してもうひとつは主に雇用保険を受給できない求職者が対象となる「求職者支援訓練」である。前者を雇用保険受給者が受講した場合、雇用保険の基本手当のほか、交通費にあたる通所手当、受講した日に支払われる受講手当（平成25年度は1日500円、上限40日）をもらいながら訓練に通うことができる。訓練の受講料も無料で、訓練期間中に雇用保険の受給期間が終わっても訓練終了日まで雇用保険給付が延長されることから（訓練延長給付）人気が高い。

一方の求職者支援訓練だが、こちらは雇用保険の受給資格がない人が主な対象のため、訓練受講中は当然雇用保険をもらえない。ただ、それでは訓練に通えなくなることを想定して、訓練を受けやすくするための給付として雇用保険とは別に「職業訓練受講給付金」という制度がある。これは一定の要件に該当した場合に月額10万円と交通費が支給されるものである。民間の資格学校や通信講座を利用しようとする授業料が数万円から数十万円かかるのも珍しくないことに比べれば、受講料が無料で受けられ、なおかつお金ももらえるというのは、夢のような話に思える、かもしれない。だがしかし、この制度は非常にシビアな一面も兼ね備えているのである。

出席率8割以上という高いハードル

職業訓練受講給付金をもらいながら職業訓練を受ける場合、厳しい出席要件が課せられる。訓練は平日ほぼ毎日（週4〜5日）、一日約6時間行われ、あとで述べる「やむを得ない理由の欠席」以外は基本的に一日も休むことができない。遅刻や早退も欠席とされるので、例えば、電車の遅延で授業に数分遅刻した場合も欠席となってしまう。たとえそれが本人の責任ではなかったとしてもである。また、本人や家族の病気やケガ、身内の不幸や子どもの入学式・卒業式などの理由で休むことになっても同様である。

しかし、それらの理由で休んだがために給付金が受給できないとなれば、多くの人は利用できなくなってしまうおそれがある。病気をしたら病院に行く、身内に不幸があったらお葬式に出る、子どもの入学式・卒業式出席するなどのやむを得ない理由であつて、かつその理由を証明する書類があれば「やむを得ない理由の欠席」となり、その場合は出席率が8割以上あれば給付金が支給されることになっている（インフルエンザなどの感染症にかかつて医者から自宅待機の指示が出ている場合はその期間を訓練日数から除外して計算する）。逆に言えば出席率が8割以下になった場合は感染症以外のいかなる理由があつたとしても給付金は支給されない。訓練は1ヶ月平均17日から19日あり、その場合やむを得

ない理由で休めるのは3日までという計算になる。健康で毎日元気に通えれば問題ないのだから、求職者支援訓練の受講者には子どもが小さくて他に育ててもらえる人がいないという事情を抱える人や、心身ともに十分健康とまでは言えない人も含まれている。やむを得ない理由の欠席であっても出席率8割以下となり給付金の支給ができない例が、数少ないながらもあつては事実である。

祈るような思いで見つめる出席率

職業訓練の窓口に座って相談を受けている者として、給付金の不支給決定は極力出したいくないと日々思っている。だが、制度の枠組みを超えた運用をすることは当然できない。できることといえば給付金の制度について求職者がわかるまで丁寧に説明すること、欠席する場合はハローワークに連絡をするよう依頼することくらいである。欠席する際に連絡さえもらってれば、冒頭にあげた会話のようにやむを得ない欠席の証明として必要な書類を確実に本人に伝えることができる。また、欠席がかさんできた場合8割以下にならないよう注意喚起することもできる。

給付金支払手続きをする段階で支給

要件を満たさず「給付金は支払えません」という決定をすることは、求職者本人の生活に大きく影響することである。そうならないよう祈るような気持ちでいる。だから何の気なしに休んでしまつて給付金の支給ができないということがある時、「なんで休んじゃつたんですか？ 私たちはどうすることもできないんですよ！」と言つて求職者を前にして泣いてしまつたことがある。求職者にしてみれば、給付金は支給だわ怒られるわ泣かれるわで、いい迷惑だつたと思う。反省している。

就職支援は顔を見ることから

求職者支援制度は、雇用保険制度と「最後のセーフティネット」である生活保護制度の間をうめる「第二のセーフティネット」のひとつとして平成23年10月にスタートした。その特徴としては、無料の職業訓練と一定の要件に該当した場合の職業訓練受講給付金の支給ということ以外に、ハローワークが積極的な就職支援をするということが挙げられる。具体的にいうと訓練期間および訓練終了後の3ヶ月を就職支援期間と位置づけ、月に1回必ずハローワークに来て職業相談を受ける日が設けられている。またそれ以外にハローワークでの求人検索や職業相談な

どの就職活動を積極的に行うよう義務づけられている。ハローワークの求人情報の多くはインターネットでも見られる時代なので、求職者からするとわざわざハローワークに行く必然性は薄いと感ずるかもしれないが、私たちにとっては求職者に来てもらい話をきくことによつて訓練に順調に通えているか、就職意欲が高いかどうか、どのような条件の希望をもっているかなどを把握しやすくなり、よりきめ細かな支援ができるようになるため、非常にありがたいのである。

訓練に行く前は失業や家庭の事情などで悩んで元気がなかった求職者が、訓練に行き始めてからみるみるうちに明るい表情になったりすることもあつた。「就職」という同じ目標をもつ仲間と一緒に勉強することができて楽しい、という声を聞くところからも嬉しい。訓練に行く前はパソコンがまったくできなかった人が3ヶ月後にはできるよになつて未経験の事務職で就職できた、という話を聞くと「この瞬間のためにやつてる」とビールで乾杯したくなる。

見えてきた求職者支援訓練の課題

しかし本当は乾杯している場合ではない。私たちにとつて求職者の就職決

定はひとつのゴールでも、求職者にとつてはこれから始まる仕事のスタート地点なのだ。残念なことだがハローワークの求人票に載っている内容と実際の労働条件が全然違うということはよくあることで、就職が決まつて働きたしたもの仕事が終わらず辞めてしまふという例も珍しくない。辞めたあと再度職業相談に来た場合はその後も引き続き支援していくことはできるが、そうでなければその後どうなつたかはわからなくなる。訓練の途中で体調を崩し、訓練を途中退校した人や家庭の事情があつて就職活動ができなくなった人に対しても同様のことがいえる。求職者支援制度は就職決定後や途中退校後の就職支援を義務づけていないため、本人が希望しない限りは支援を続けられない。「おせっかい」ができないのは行政機関としてはある意味当然かもしれないが、歯がゆい思いは募る。そしてビールの量が増える。

とはいえ悪いことばかりでもない。求職者支援訓練の実践コース受講者が3ヶ月以内に就職した割合は平成23年度が75・1%、平成24年度は76・8%である。期間の定めがない雇用への就職率はいずれの年度も約68%で、それなりの実績を残しているといえる。たとえ早期に再就職したとしても一度は

採用されたということは自信になるだろうし、期間の定めがある仕事でも経験を積むことは今後仕事を探すうえで決して無駄にはならない。

仕事をしたいけどスキルが足りない。仕事のブランクが長い。より安定

した仕事に転職したい。そのような思いをもって求職活動をしている人にとって、この職業訓練は有効な手段のひとつである。今後も積極的に活用してもらえよう周知活動に尽力していきたい。

平成25年9月開講『求職者支援訓練』のご案内

NPO法人あったかサポートの事業連携先の公益社団法人京都勤労者学園がこの9月から「簿記・経理・総務オフィス実務科」を開講します。もし、受講したい方又はご紹介したいという方がおられましたら下記の機関までお申し出下さい。

訓練期間：平成25年9月10日～12月9日（9時30分～16時）

募集期間：平成25年8月9日（金）までに公益社団法人京都勤労者学園までお申込み下さい。

訓練対象：事務職で就労したい方を対象

訓練内容：人事・労務、労働・社会保険、経理事務、年末調整、給与計算

に係る知識と実務能力の習得を目指します。また日商簿記検定2級の取得を指導します。

負担費用：11,135円（教科書代）

訓練実施機関：公益社団法人京都勤労者学園

〒604-8854

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都3階

問合せ先：075-801-5925（時間：9時～17時）

二〇二三年度 理事・役員

- | | |
|------|---------------------------|
| 理事長 | 澤井 勝（奈良女子大学名誉教授） |
| 常務理事 | 笹尾 達朗（社会保険労務士） |
| 副理事長 | 山本 賀則（株寺内製作所代表取締役社長） |
| 副理事長 | 半田 敏照（元ラボール学園職員） |
| 理事 | 小林 竹廣（株ティグレ代表取締役社長） |
| 理事 | 上野 明子（介護ヘルパー） |
| 理事 | 中本 通雄（郵便事業会社社員） |
| 理事 | 木村 守（税理士） |
| 理事 | 高橋 尚子（京都自立就労サポートセンター・チーフ） |
| 新任理事 | 立石 健太郎（司法書士） |
| 新任理事 | 椎名 みゆき（社会保険労務士） |
| 新任理事 | 木村 千代子（社会保険労務士） |
| 新任理事 | 杉原 純子（社会保険労務士） |
| 新任理事 | 榎木 庸弘（株紫明精器代表取締役社長） |
| 新任理事 | 山代 晃義（株山代印刷代表取締役社長） |
| 新任監事 | 榎木 敦子（社会保険労務士） |



あつたか歳時記

「半島の無窮花」、列島の木槿」 金里博

夏花を語りたい。

朝鮮半島、日本列島ともに春に比して夏は「百花繚乱」とは言い難いがそれでも夏にもその季節に合ったそれなりの種類の花が咲く。

列島の夏（感覚的に7月の梅雨明け頃～8月～9月初旬頃、俳句の世界では立夏から立秋迄）には梔子、銭葵、ペチュニア、サフィニア、百合、グラジオラス、桔梗、朝顔、そしてまさしく夏花の代表格の向日葵が咲きほころぶが強烈な印象を与えるのは向日葵だけであとは清楚で静かな草本花だと言えよう。（勿論、百日紅という木本花も有るが時期が少しずれる）

しかし、半島の夏にも列島と同じ草本花である芙蓉、朝顔、夕顔、月見草、桔梗等が咲きほころぶが、何と云ってても俳句の季語としては秋を指す木本花の無窮花（木槿、槿花、舜）が老若男女を問わず、視覚的にも、また情緒的にも重量感や広大感や清純感を与えると同時に殉教者的な不撓不屈の精神や赤心を与え続ける絶大・無二の存在だと言える。

勿論、列島人も無窮花を愛する人は少なく無い。特に茶人に木槿を愛する人が多いのは周知である。茶人が愛でた木槿の内に千利休が孫・宗旦がこよなく愛でたという一種に「宗旦木槿（宗旦）」がある。時に「日の丸」とも呼ばれる事も

ある木槿だが無窮花をこよなく愛し独立運動の象徴とした半島の人の心にはこの「日の丸」は「宗旦」と共に忌み嫌い、唾棄し、激しく伐採、焼却したい衝撃に駆られた花の一種であった（現在もそのように思っている在日朝鮮人・韓国人は存在する）。

花に罪があるのではないが植民地時代の列島人の半島人に対する理不尽・激烈な差別・迫害・虐待・排他・排除の象徴であった「日章旗」に対する憎悪や唾棄が、似ている文様の「宗旦」や「日の丸」に向けられたといえる。

周知のように「無窮花」の英名は朝咲き、夕方萎む木本花であるが、いつ見てもその木の花房は咲いているように見える。そこから「無窮花」という名が付けられたといわれている。

華麗な他の夏花に比し、さほど美しくはなく、また特別な香りも無い花なのだが半島人はいつ頃からかその無窮花に民族の自尊・自負心を投影させ、「亡国の民」に変わり果て劣悪の状況に置かれた時ですら老若男女は密かに或いは公然と、風呂敷や手巾、朝鮮足袋や民族服等の文様にして身に着け、或いは列島人には見えない不撓不屈・抵抗の花として心に強く、熱く焼き付けていた。

植民地・亡国の民としての辛苦を味わうことになったのは半島側に問題や弱点が全く無かったわけではないが、また列強の帝国主義闊歩という時代の中で列島側の圧倒

的な近代軍事力に依る強制「合併」及び、整備された警察・憲兵力と精密な警察網による強権「統治」は「近代」国家として強者「正義」なのだといふ屁理屈は成り立たなくもないが、侵略・非友好・非友誼・三光政策以外の何者でもなかった事は周知の事実である。

そのような状況の中で明日の生命を占えなかつた列島側の弱者・亡国の民・被差別民は何を思い、何に託して生きていけたらうか？

今日、一部の人が「テロリスト」として烙印を押されている半島人の安重根・金九を初めとする独立運動家や民族運動家は何を信念とし、何を信仰とし、何を愛とし、何を美として闘い生きてたのだろうか？

列島側の「統治」がいわゆる「五族共和」の旗印とは程遠かつたばかりではなく激烈・無情・無慈悲を極め、全くの虚言で有った事実を列島人は忘れるべきではない。そのような苛酷な状況の中でも半島人は希望と勇氣、信念と信仰、美と理を失わず自暴・自棄に陥らず創造的に、前進的に生き、遂に「解放」のその日を迎えた。奇しくもその季節が夏で無窮花が満開の時期であったことに多くの半島人は感涙にむせび感無量だった。

強調するが、如何なる花にも罪は無い。が、その花が「精神的凶器」や「統治手段」として使用、利用されればその花は充分に恨みや唾棄や嘔吐の対象になり得る。染井吉野しかり、菊花しかりであった。だからこそ列島の茶人のように花は花としての生命と美を愛でるべきだし、守り伝えるべきである。

今日もそうだが、かつての半島の女性は無窮花をこよなく愛し、手巾や朝鮮足袋やリボンに刺繍し大事に保管し使用し我が子に引き継がせたと言われている。朝鮮国土を無窮花模様で描き、刺繍した古びた手巾等が一般家庭でよく発見されるのはそういう事由に起因する。

これらは半島人にとつての「無窮花」が単なる木本花としての存在なのではなく、民族の自主・独立・新建設の象徴として、また悪夢の植民地統治時代を二度と体験しないように、陥らないようにと自らの戒めとして、そして、真実の友好・友誼・親善の象徴として存在である事を列島人たちは正しく認識すべきである。

いつの日か（既に一部で見られるようになったが）、春には列島人が染井吉野の時期に半島人を招き、宴を揚げ、楽しく交流・交歓し、また、統一された半島人も夏の無窮花の時期に豊かな文化を有する列島人を招き、宴を催し、伝統歌舞等を披露し楽しく交流・交歓しあう日が来ることを切に望みたい。

- 夏、半島の無窮花。列島の木槿。
- 春、列島の染井吉野。半島の連翹。
- 秋、半島の紅葉。列島の黄葉。
- 冬、列島の細雪。半島の牡丹雪。

「美」に高低無く、優劣無く、民族に高低無く、有無を相通し優劣更に無しに精神と実践を列島人と半島人の双方が木槿と無窮花を愛でながら日々、友好・友誼・親善を培い育んで行きたい。

無窮花と木槿はそれを望んでいるに違いない事を確信している。流水不爭前後。上善若水。松茂栢悦。木長敗人長徳。

会員の資格と種別

NPO 法人あったかサポートは、「労働と社会保障」に係る市民のコモンセンスづくりを進めます。当法人の活動へのご理解を賜り、本年度も引き続き年会費または寄付金をお願いします。

- (1) 正会員は、年間1口5,000円です。個人として総会での議決権を有します。
- (2) 協力会員は、年間1口10,000円です。団体としての参加ですから総会での議決権はありません。
- (3) 賛助会員は、年間1口3,000円ですが、当法人の活動に直接参加できない方のための制度です。従って、総会での議決権はありません。

郵便振替口座 00900-2-264244 振込先 → 特定非営利活動法人 あったかサポート

認定 NPO の申請に向けて手続き中です !!

正会員の継続と賛助寄付金にご協力をお願いします

既に今年3月、京都市に認定NPO法人(仮認定)の申請をしています。今年10月までには認定がなされる見込みですが、そのためには、いくつかの要件が問われます。その中でも最も大切な要件は、NPO法人の正会員会費以外に毎年、法人役員(理事及び監事)とその家族を除き100人以上の寄付金の賛同者が必要だということです。

そのため引き続き当法人の活動への支援者の期待に応えることができる社会的活動を進めたいと思いますのでご協力をお願いします。

尚、寄付をして頂ける個人の方に実際どれほどの還付金が生じるのかを当法人理事の一人である木村守理事にシミュレーションして頂きました。

ここに紹介した事例を参考にして認定NPOへの寄付金へのご理解を頂ければ幸いです。

参考例

個人の寄付金控除
所得控除や税額控除の特例があります。

所得控除
所得控除額 = 特定寄付金 - 2,000円
(特定寄付金額は、総所得金額の40%が限度)

税額控除
所得税額特別控除額 = (控除対象寄付金額 - 2,000円) × 40%
(ただし 控除対象寄付金額は総所得の40%が限度。所得税額特別控除額は所得税の25%が限度)

計算例
給与収入 6,520,000円 配偶者 所得0円、子2人(特定扶養に該当)
5,000円寄付した場合
所得控除 減少する税額 300円
5,000円 - 2,000円 = 3,000円
適用される税率 10% 3,000円 × 10% = 300円

住民税 減少する税額 300円
適用される税率 10% 3,000円 × 10% = 300円
減少する税額合計 600円

税額控除
減少する税額 1,200円
5,000円 - 2,000円 = 3,000円
3,000円 × 40% = 1,200円

住民税 減少する税額 300円
適用される税率 10% 3,000円 × 10% = 300円
減少する税額 1,500円
この場合は税額控除を選択した方が有利です。



あったかサポートの活動に賛同します。

<p>協同組合 京洛商工繁栄会 吉田武信</p> <p>〒603-8214 京都市北区紫野雲林院町 46 桂ビル 3F TEL 075-431-8710 FAX 075-431-8720 URL:http://www.eonet.ne.jp/~ksh/</p>	<p>人権の視点から現代日本の労働を問う 研究会「職場の人権」</p> <p>〒530-0027 大阪市北区堂山町 8-13 堂山ビル 4F TEL&FAX 06-6315-7804 E-mail:jinken@jp.bigplanet.com URL:http://homepage2.nifty.com/jinken/</p>
<p>京都市認定 白井乳児園 園長 白井敬子</p> <p>〒612-0028 京都市伏見区深草飯食町 781-4 TEL 075-641-5572 FAX 075-641-5572 E-mail:shirainyuji@tulip.ocn.ne.jp URL:http://happykosodatejuku.jimdo.com/</p>	<p>コンプライアンスサポート・ ディーセントワークを目標に 畑中労働経済研究所 所長 畑中清博</p> <p>〒614-8363 京都府八幡市男山吉井 4-8 TEL 075-981-0236 FAX 075-981-0926 E-mail:4y4m.lero-kh@leto.eonet.ne.jp</p>
<p>合資会社 京都労務トラスト 代表社員 篠原耕一</p> <p>〒604-8156 京都市中京区室町通錦小路上山伏山町 558 三洋室町ビル 503 号 TEL 075-213-6986 FAX 075-213-6987 URL:http://www.romu-trust.com/</p>	<p>献身と信頼 医療法人啓信会 京都四条病院 理事長 中野博美</p> <p>〒600-8481 京都市下京区東堀川通り四条下る四条堀川町 272-6 TEL075-343-0751 FAX URL:http://www.kyoto-keishinkai.or.jp/</p>
<p>一般財団法人 高雄病院</p> <p>〒616-8265 京都市右京区梅ヶ畑畑町 3 TEL 075-871-0245 FAX 075-861-8340 E-mail:takao-info@ac.auone-net.jp URL:http://www.takao-hospital.jp/</p>	<p>永原診療会 永原宏道</p> <p>〒602-8475 京都市上京区千本五辻上ル牡丹鉾町 556 TEL075-461-0764 FAX0 URL:http://www.nagahara.or.jp/</p>
<p>こだわりの逸品 和洋食彩 楽膳 店主 井福幹雄</p> <p>〒600-8211 京都市下京区七条通烏丸東入ル 真苧屋町 220-3 小串ビル 1 F TEL&FAX 075-344-8705</p>	<p>特定非営利活動法人 福祉工房 P&P</p> <p>〒612-8058 京都市伏見区風呂屋町 256-8 桃山サニーハイツ 1F TEL075-605-8777 FAX075-605-8777 URL:http://www.pandp.or.jp/</p>

あったかサポートの活動に賛同します。

<p>航空宇宙分野から医療分野まで 株式会社寺内製作所 代表取締役 山本賀則 〒612-0042 京都市伏見区深草芳永町 666 TEL 075-641-5201 FAX 075-647-2085 E-mail:yamamoto@terauchi-mfg.co.jp URL:http://www.terauchi-mfg.co.jp/</p>	<p>株式会社テクノエース 代表取締役 友井川絢一 〒652-0881 神戸市兵庫区松原通 4 丁目 4-21 TEL 078-652-7385 FAX 078-652-7386 URL:http://www.technoace.co.jp/</p>
<p>人と社会に貢献する魅力ある企業を目指して 朝日レントゲン工業株式会社 代表取締役社長 中村 通 〒601-8203 京都市南区久世築山町 376-3 TEL 075-921-4371 FAX 075-934-3910 URL:http://www.asahi-xray.co.jp/</p>	<p>生命保険代理店経営についてのご相談をお待ちしております 株式会社ウエスト 代表取締役 奥西智子 〒662-0812 兵庫県西宮市甲東園 1 丁目 5-30 WEST ビル 1F TEL 0798-53-4024 FAX 0798-53-4025 E-mail:info@fp-west.co.jp URL:http://www.fp-west.co.jp/</p>
<p>代理店&コンサルタント 有限会社エイ・ピー・アイ 代表 御厨清則 〒600-8154 京都市下京区榎木町 306 坂口ビル 2 階 TEL 075-352-2641 FAX 075-352-2642</p>	<p>納品先の信頼を得る「もの」づくりをすることで、『人の命と未来を支える』企業を目指す 株式会社紫明精器 榎木庸弘 〒612-8394 京都市伏見区下鳥羽西芹川町 14 TEL 075-604-5900 FAX 075-604-5922 E-mail:RXK02620@nifty.ne.jp</p>
<p>山代印刷株式会社 代表取締役 山代晃義 〒602-0062 京都市上京区寺之内通小川西入宝鏡院東町 588 TEL 075-441-8177 FAX 075-441-8179 E-mail:office@yamashiroprint.co.jp URL:http://www.yamashiroprint.co.jp/</p>	<p>有限会社 機械・電気設計総合事務所 エイティープランニング 青木岩和 〒529-1313 滋賀県守山市浮気町 321-16 サンシャインビル 2F TEL 077-536-6406 FAX 077-536-6407 URL:http://www.e-atp.co.jp/</p>
<p>フジグリーン (富士鋼業株式会社グリーンセンター事業部) 代表 柏倉 徹 〒328-0204 栃木市梅沢町 678 TEL 0282-31-2223/0120-730-477 FAX 0282-31-0065 E-mail:info@megusurinoki.net URL:http://www.megusurinoki.net/</p>	<p>有限会社 ケアネットよしだ 代表取締役 吉田容子 〒615-8286 京都市西京区松尾神ヶ谷町 5-11 TEL 075-874-4224 FAX 075-391-8525</p>

編集後記

第23回参議院選挙が終わった。根拠のない景気回復への期待が先走り、各政党のマニフェストなど争点が回避された。投票率は52・61%という3番目の低水準であった。労働と社会保障に係るNPO法人としては、安倍内閣の下における今後の労働分野の規制緩和や年金・医療など社会保障制度改革の行方が心配だ。

これらの課題は、何れもこの国の富の分配をめぐる論争であるべきだが一向に進まない。当法人の秋期連続セミナーでは、そうした課題について社会保障や税による所得の再分配機能について考えることにした。

さて、私たちが実施している労働関連法教育の現場で高校生や大学生に、「いじめや嫌がらせは職場にあると思うか？」と尋ねると大概「ない」と答える。これらの問題が教育や労働のあり方の課題として語られることはないし、選挙戦の争点にもならない。この国の労働の現実と職場における労働者の人権や人格権については、さらさら人権後進国日本であるにも関わらず若者は親や教師からも教えられてはいない。

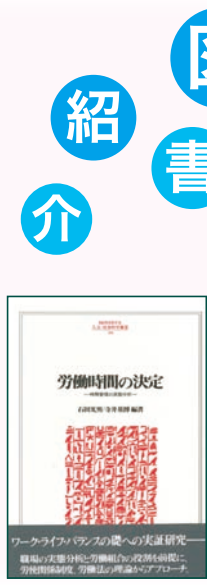
ところが昨年、今年と教育現場から「労働の問題を人権の角度から話をして欲しい」というオファーが来ている。ことは事態の深刻さ故か或いは人権意識の高まりであろうか。

そのような折り「求職者支援制度」は、社会的に排除された人たちを社会的に包摂する方策の一つなのだ、その現状と課題について現場の声が届いた。また時代の変化とともにこれからの社会保障労働士は、誰に向かつてどのようなサービスを行うべきか、その仕事や社会的役割も変わりつつあることが誌上インタビューを通じて再考を促される思いだ。

更にNPOと大学、そして地方行政機関とその関連団体との連携や協働のあり方が一層問われる時代になるであろう。その試金石となるべく当法人と龍谷大学との地域公共人材育成に向けた協定が来年には最終年度を迎える。地域の公共に役立つ人材を育成すること、それも本年度の課題の一つだ。精進したい。

(笹尾)

紹介書



石田光男／寺井基博 編著
人文・社会科学叢書

金里博 著／上野都 訳編
長編叙事詩「三島の悲歌」
図書出版 まろうと社



大阪労働者弁護団 編
活用しようシリーズ4

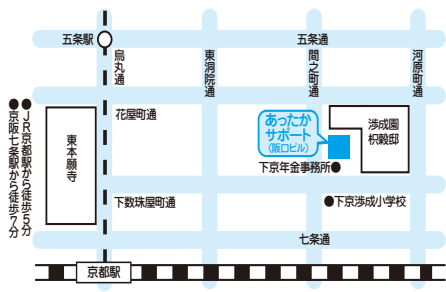


■ご相談とお問合せ TEL 075-352-2640
FAX 075-352-2646

特定非営利活動法人 あったかサポート事務局 笹尾達朗(当法人・常務理事)

HP <http://attaka-support.org/>
E-mail attaka-support@6.dion.ne.jp

- お問い合わせ時間 平日/10:00~17:00(土・日・祝日は休業)
- ご相談 土・日・祝日に関わらず、別途設定します。



ホテルの舞う清流と緑に囲まれた栃木の山で、20年間メグスリノキを育てています。農業は一切使わず一株一株丹精込めた樹木から作った安全なメグスリノキのお茶は、目の健康にお勧めです。どうぞ毎日のお茶代わりにお飲み下さい。「あったか情報」を読んだと伝えて頂ければ、送料は無料です。



フジグリーン (富士鋼業(株)グリーン開発部)
柏倉 裕 (かしわくら ゆたか)
〒328-0204 栃木県栃木市梅沢司 678
Tel.0282-31-2223 Fax.0282-31-0065
info@megusurinoki.net
<http://www.megusurinoki.net>